

全国商工会議所青年部連合会役員候補者選出規程

平成 3 年 2 月 7 日制定
平成 6 年 1 1 月 2 5 日改正
平成 1 0 年 2 月 1 0 日改正
平成 1 3 年 2 月 9 日改正
平成 1 5 年 2 月 8 日改正
平成 2 5 年 3 月 8 日改正
平成 2 5 年 3 月 9 日改正

全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）役員候補者の選出に当たっては下記事項に留意し、ブロック別会長会議において決定のうえ、別添様式による経歴書を添えて本会に推薦するものとする。

記

1. 本会会員である各単会の正会員を原則とする。
2. 役員候補者は、都道府県商工会議所青年部連合会（以下、連合会）と本会との連携及び連絡を円滑に執り行い、かつ本会役員会における協議及び議決が全国各地の総意として有効なものとなるよう、原則各連合会の会長を本会役員候補者とする。
ただし、連合会会長が止むを得ない事情により本会役員候補者に就けない場合には、連合会会長ならびに連合会から信任を得て責務を全うできる者、また連合会内において重責を担う立場にある者を選任しなければならない。
3. 委員長候補者は理事候補者の中から会長が指名する。ただし、副会長およびブロック代表理事を兼務しない。
4. ブロック代表理事の選出方法については各ブロックに一任する。ただし、ブロック代表理事は、副会長、委員長を兼務しない。
5. 副会長および専務理事候補者は、本会理事経験者とし、委員長、ブロック代表理事経験者が望ましい。
6. 会長候補者は、本会副会長経験者とし、全国大会を主管した連合会に所属する青年部から選出する。
7. 役員候補者は、役員会等出席要請がある会合に全出席が可能なものとする。

8. 監事候補者は、本会理事経験者が望ましい。
9. 役員候補者は、各都道府県から都道府県代表理事を1名ずつ選出するものとする。
ただし、会長、副会長、専務理事、ブロック代表理事、委員長、監事の候補者については、別枠として選出することができるものとする。

附則（平成25年3月8日改正）

1. 第2項、第9項の改正規定は、平成25年4月1日より施行する。

附則（平成25年3月9日改正）

1. 次の改正規定は、平成29年4月1日より施行する。
2. 第6項を次のように改める。
 6. 会長候補者は、本会委員長もしくは専務理事の経験を経た副会長とする。
3. 第7項以降の項番を繰り下げ、第6項の次に次の項を加える。
 7. 会長候補者は全国大会を主管した連合会に所属する青年部から選出する。
ただし、候補者に不測の事態が生じ、職務を全うできない場合には、本会委員長ならびに専務理事の経歴の有無については、候補者が所属する連合会と本会と十分協議のうえ決定するものとする。